

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月16日
照会部署 南関東ブロック本部相談給付支援部
サービス推進・お客様相談グループ
照会担当者 (一般職) 中津川 高司
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 條本

(案件)

(受付番号)	在職時に分割して支払われる退職金に係る社会保険料の取扱いについて
No. 2010-400	

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

退職予定であった法人代表者が後任者不在の為、退職予定日後も引き続き在職している間に分割して支払われる退職金の取扱いについて疑義があるため照会させていただきます。

なお、当該事業所における通常の退職金の支払いは退職後に一括して支払われるが、今回のケースのみ給与や賞与に上乗せせず単独で毎年分割支払いされることとなっている。

保保発第1001001号によると「退職を事由に支払われる退職金であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものについては・・・報酬又は賞与には該当しないものと取り扱うこと。」となっているため、今回のケースについても同様の取扱いとして差し支えないか。

業務処理マニュアル IV-3-1 被保険者賞与支払届

いわゆる退職金の前払いに係る社会保険料の取扱いについて(回答)

保保発第1001001号・・・平成15年10月1日

(回答)

ご照会の事例については、客観的に「退職」と判断できる場合であって、かつ、その支払いが「退職」を事由に支払うこと、退職金の金額が明確にされていることが書類等(役員会の議事録など)で確認できれば、「退職金」として報酬に含めない取扱いとして差し支えない。

(ご質問の事例につき、役員会の議事録を添付して頂いたが個別具体的な事例のため掲示しないこととする)

回答日 平成 22 年 6 月 3 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導 G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----